委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事	● 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県	
3. 市区町村名	毛呂山町	
4. 届出番号	4	
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.moroyama.saitama.jp/www/genre/100000000363/index.htm	

執行機関名 毛呂山町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	毛呂山町こども医療費支給に関する条例(平成19年毛呂山町条例第10号)による こども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		毛呂山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年 毛呂山町条例第26号)別表第1の4の項 毛呂山町こども医療費支給に関する条例(平成19年毛呂山町条例第10号)による こども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	毛呂山町こども医療費支給に関する条例(平成19年毛呂山町条例第10号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	よう努めなければならない。	第1条 この条例は、 <u>こども</u> が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、 <u>こども</u> に対する医療費の一部を支給することにより、 <u>こどもの健康の向上と福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		毛呂山町こども医療費支給に関する条例(平成19年毛呂山町条例第10号)